

議案説明資料

平成27年第3回市議会（定例会）

議案第134号 平成27年度福岡市一般会計補正予算案（教育委員会所管分）
・・・・・・・・ P 1

議案第155号 名島小学校講堂兼体育館改築等工事請負契約の
一部変更について ・・・・・・・・ P 5

議案第157号 訴えの提起について・・・・・・・・ P 7

議案第158号 訴えの提起について・・・・・・・・ P 8

平成27年6月
教育委員会

議案第134号 平成27年度 福岡市一般会計補正予算案（教育委員会所管分）

1. 歳入歳出予算補正

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地 方 債
		千円	千円	千円	千円	千円
P 8 ・ P 9	12款 教 育 費	56,960,470	13,793	56,974,263	6,389	6,000
	7項 社会教育費 2目 図書館費	1,925,647	13,793	1,939,440	6,389	6,000
	その他の科目 (本補正外)	55,034,823	—	55,034,823	—	—
—	15款 諸 支 出 金 2項 下水道事業 受益者負担金	808	—	808	—	—
	合 計	56,961,278	13,793	56,975,071	6,389	6,000

2. 地方債補正

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
	千円	千円
社 会 教 育 施 設 整 備 費	186,000	192,000

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
そ の 他	計		
千円	千円	千円	施設整備費の追加 13,793 千円 ・ 図書館分館整備事業費の追加 〔 関連歳入 〕 (16) 国庫支出金 6,389 千円 社会教育施設整備費補助金 (23) 市債 6,000 千円 社会教育施設整備債
—	12,389	1,404	
—	12,389	1,404	
—	—	—	
—	—	—	
—	12,389	1,404	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">事業概要（補正の内容・理由）</p> <p>香椎副都心公共施設新築工事及び電気設備工事において、工事請負契約締結後の賃金水準及び物価水準の変動に伴い、工事請負契約を増額変更する必要が生じたため補正するもの。</p> </div>
—	12,389	1,404	

説 明
社会教育施設整備事業に充当する起債の追加

香椎副都心公共施設新築工事及び電気設備工事請負契約の一部変更について

契約件名	香椎副都心公共施設 新築工事	香椎副都心公共施設 電気設備工事
理 由	<p>本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、工事請負契約書第 25 条第 6 項の規定により、契約価額を変更する必要があるが生じたので、補正するものである。</p> <p>※対象工事の契約変更議案については、今議会において第 1 委員会でも審議</p>	
原契約日	平成 26 年 9 月 16 日	平成 26 年 9 月 16 日
契約の相手方	<p>清水・西中洲樋口・西鉄・旭建設工事 共同企業体</p> <p>代表者 ○東京都中央区京橋二丁目 16 番 1 号 清水建設株式会社</p> <p>○福岡市中央区西中洲 12 番 13 号 株式会社 西中洲樋口建設</p> <p>○福岡市中央区大手門二丁目 1 番 10 号 西鉄建設株式会社</p> <p>○福岡市博多区博多駅南五丁目 10 番 13 号 株式会社 旭工務店</p>	<p>島田・高砂・藤榮建設工事共同企業体</p> <p>代表者 ○福岡市中央区薬院二丁目 19 番 27 号 株式会社 島田電気商会</p> <p>○福岡市早良区南庄三丁目 16 番 1 号 株式会社 高砂電業社</p> <p>○福岡市中央区天神五丁目 5 番 5-1 号 藤榮電気工事株式会社</p>
工事概要	<p>香椎副都心公共施設 新築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造)</p> <p>2 階建 (一部 4 階建) 1 棟</p> <p>延面積 11,564.35 m²</p>	<p>香椎副都心公共施設 電気設備工事</p> <p>受変電設備 一式</p> <p>幹線動力設備 一式</p> <p>電灯コンセント設備 一式</p> <p>拡声設備 一式</p> <p>防災設備 一式</p> <p>その他付帯設備 一式</p>
契約変更価額 (全体)	<p>原契約 3,582,360,000 円 (265,360,000 円)</p> <p>変更後 3,713,900,760 円 (275,103,760 円)</p> <p>増 額 131,540,760 円 (9,743,760 円)</p> <p>※ () 内は、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額</p>	<p>原契約 648,304,560 円 (48,022,560 円)</p> <p>変更後 655,509,240 円 (48,556,240 円)</p> <p>増 額 7,204,680 円 (533,680 円)</p> <p>※ () 内は、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額</p>
教育委員会負担額	<p style="text-align: center;">公共施設全体の増額分を図書館の専有面積の比率で按分</p> <p>増額 131,540,760 円 × 9.94% (面積按分比) ≒ 13,076 千円</p> <p>増額 7,204,680 円 × 9.94% (面積按分比) ≒ 717 千円</p> <p style="text-align: center;">契約額増額の合計 13,793 千円</p>	
工事地	福岡市東区千早四丁目	福岡市東区千早四丁目
工 期	平成 26 年 9 月 17 日 から 平成 28 年 2 月 29 日 まで (変更なし)	平成 26 年 9 月 17 日 から 平成 28 年 3 月 15 日 まで (変更なし)
保証期間	受渡完了の日から 2 年間	受渡完了の日から 2 年間

工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）について

1 工事請負契約書第 25 条第 6 項とは

『予期することのできない特別の事情により，工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ，請負代金額が著しく不相当となったときに，発注者又は受注者が，請負代金額の変更を請求することができる条項。』

H27. 1. 30 付で，国土交通省より，技能労働者の賃金引き上げにつながる必要な措置を講ずるよう全国の自治体に要請
→ 本市は，H27. 2. 1 付で新労務単価による積算単価の改定

2 対象工事について

以下の(1)～(3)の全ての要件を満たす工事で，受注者より変更協議の請求があったものが対象となる。

(1) 平成 27 年 1 月 31 日以前に契約を締結している工事であること。

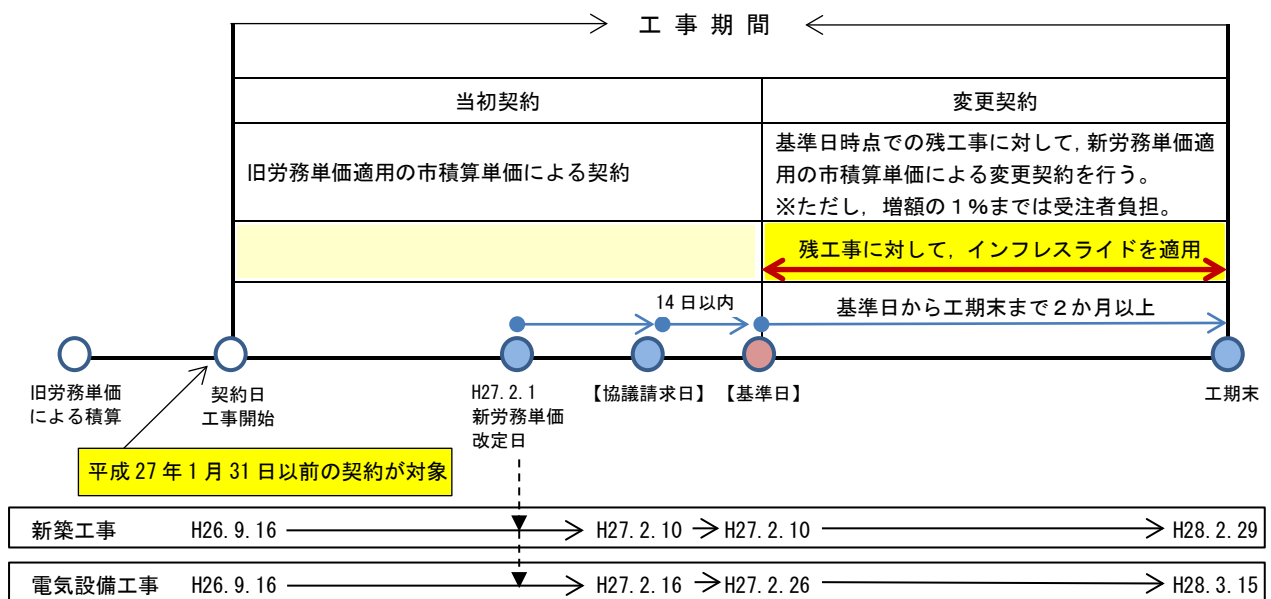
(2) 基準日において，残工期が 2 か月以上あること。

※基準日：発注者と受注者とが協議して決める日で，残工期及び残工事の請負代金額を算定するための基準となる日。

(3) 残工事の請負代金額の単価変動による増額が，残工事の請負代金額の 1 %（100 分の 1）に相当する金額を超えていること。

※残工事の 1 %までは受注者の負担とする。

【イメージ図】



議案第 155 号 名島小学校講堂兼体育館改築等工事請負契約の一部変更について

契約件名	名島小学校講堂兼体育館改築等工事
理 由	本件は、平成 26 年 9 月議会の議決を経て契約した名島小学校講堂兼体育館改築等工事請負契約について、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、請負契約書第 25 条第 6 項の規定により、契約価額を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。
原契約日	平成26年 9 月 16 日
契約の相手方	西中洲樋口・博栄建設工事共同企業体 代表者 福岡市中央区西中洲12番13号 株式会社 西中洲樋口建設 福岡市博多区比恵町 2 番 1 - 203号 株式会社 博栄建設
工事概要	名島小学校講堂兼体育館改築等工事 改築 講堂兼体育館 鉄筋コンクリート造平家建 (一部 2 階建) 増築 特別教室棟 鉄筋コンクリート造 4 階建 渡り廊下棟 鉄骨造 4 階建 昇降口 鉄骨造平家建 延面積 2,641.17平方メートル
契約変更価額	○原契約 501,849,432円 (37,174,032円) ○変更後 510,150,312円 (37,788,912円) 増額 8,300,880円 (614,880円) ※ () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
工事地	福岡市東区名島五丁目 5 番 1 号
工 期	議決の翌日から 平成 27 年 7 月 30 日まで (平成 26 年 9 月 17 日から平成 27 年 7 月 30 日まで<変更なし>)
保証期間	受渡完了の日から 2 年間

工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）について

1 工事請負契約書第25条第6項とは

『予期することのできない特別の事情により，工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ，請負代金額が著しく不相当となったときに，発注者又は受注者が，請負代金額の変更を請求することができる条項。』

※H27. 1. 30 付で，国土交通省より，技能労働者の賃金引き上げにつながる必要な措置を講ずるよう全国の自治体に要請
→本市は，H27. 2. 1付で新労務単価による積算単価の改定

2 対象工事について

以下の(1)～(3)の全ての要件を満たす工事で，受注者より変更協議の請求があったものが対象となる。

(1) 平成27年 1 月31日以前に契約を締結している工事であること。

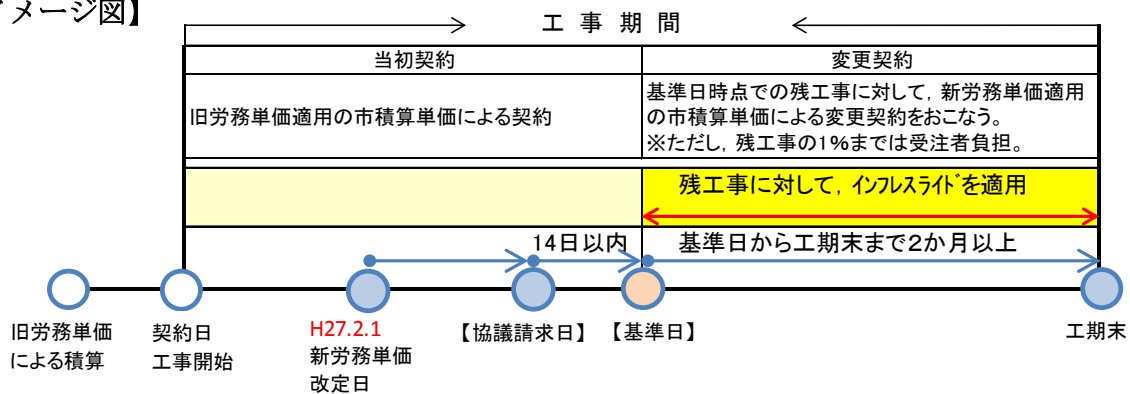
(2) 基準日において，残工期が2か月以上あること。

※基準日：発注者と受注者とが協議して決める日で，残工期及び残工事の請負代金額を算定するための基準となる日。

(3) 残工事の請負代金額の単価変動による増額が，残工事の請負代金額の 1 % (100分の1) に相当する金額を超えていること。

※残工事の 1 % までは受注者の負担とする。

【イメージ図】



① 名島小の場合 H26. 9. 16 → H27. 2. 16 → H27. 2. 20 → H27. 7. 30

② 名島小変更金額の算定

(新単価により積算した金額)	—	(旧単価により積算した金額)	—	(受注者負担1%)	=	(変更金額)
348, 116, 123 円		337, 058, 723 円		3, 370, 587 円		7, 686, 000 円
						× 1.08
						= 8, 300, 880 円

議案第 157 号 訴えの提起について

理由

本件は、学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求めるため訴えの提起をする必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

1 訴えの相手方

- ○ ○ ○
- ○ ○ ○
- ○ ○ ○

※個人が特定される情報については
掲載していません

2 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、連帯して、滞納学校給食費金 447,675 円を支払え。
 - (2) 相手方らは、本市に対し、連帯して、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) よって、本市は、請求の要旨記載のとおり判決を求めて、訴えを提起するものである。

議案第 158 号 訴えの提起について

理由

本件は、学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求めるため訴えの提起をする必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

1 訴えの相手方

- ○ ○ ○
- ○ ○ ○
- ○ ○ ○

※個人が特定される情報については
掲載していません

2 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、連帯して、滞納学校給食費金 504,618 円を支払え。
 - (2) 相手方らは、本市に対し、連帯して、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) よって、本市は、請求の要旨記載のとおり判決を求めて、訴えを提起するものである。